

自己託送制度改革のポイントについて

～要件の厳格化の解説～

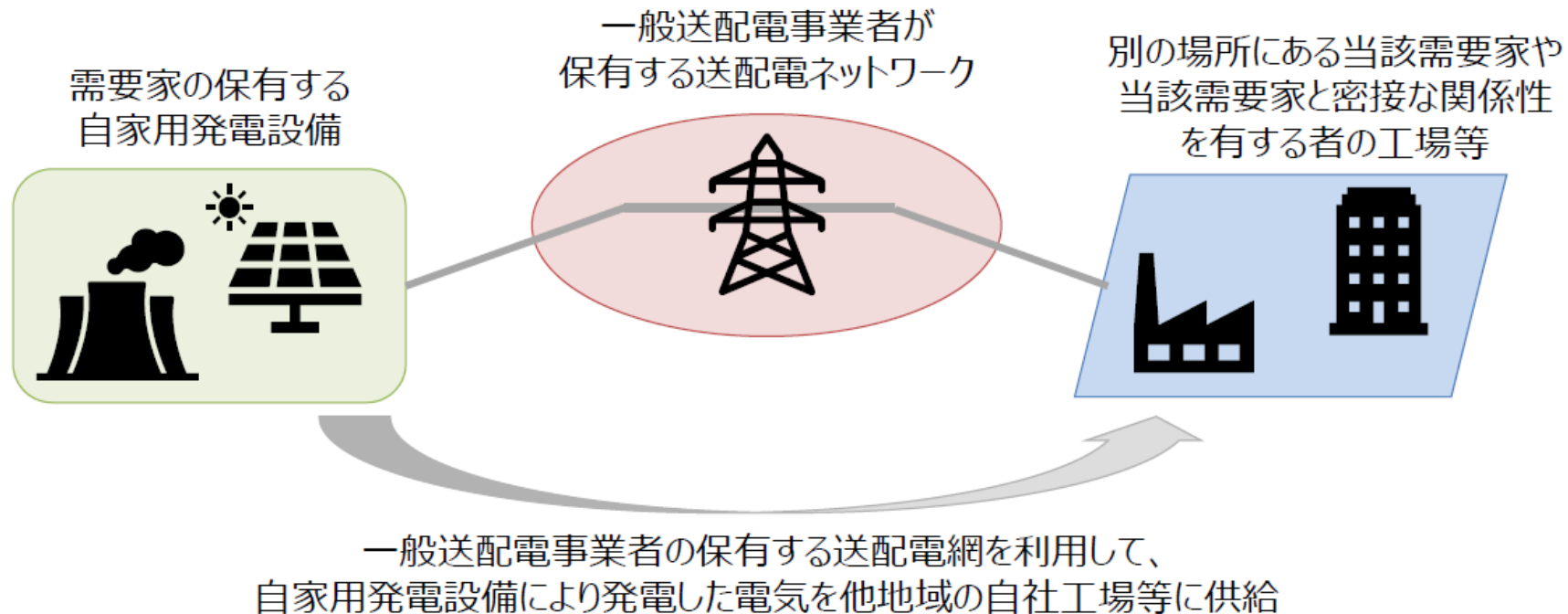
2025年11月

中部経済産業局電力・ガス事業北陸支局

自己託送制度とは

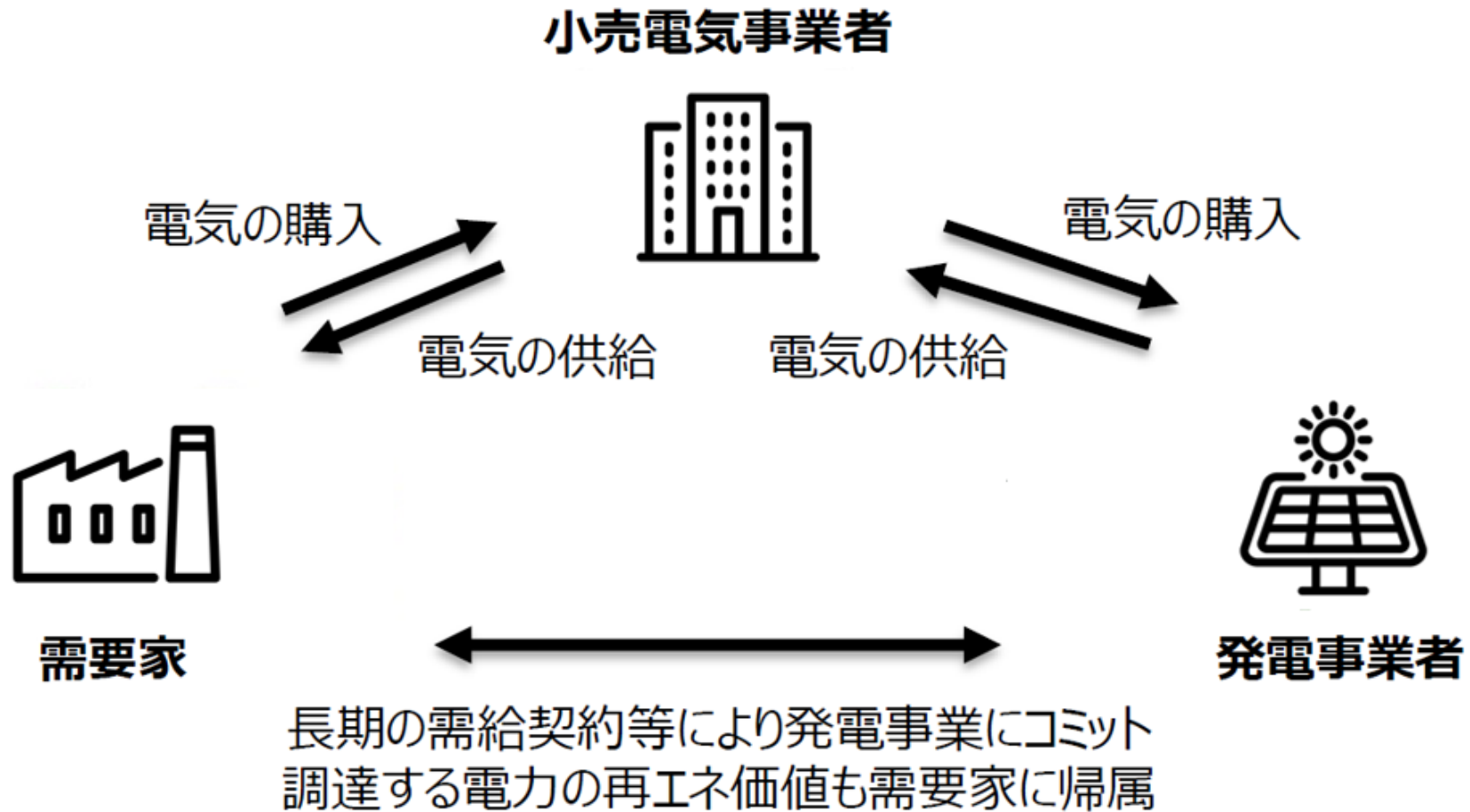
- 自己託送とは、一般送配電事業者が保有する送配電ネットワークを使用して、工場等に自家用発電設備を保有する需要家が当該発電設備を用いて発電した電気を、別の場所にある当該需要家や当該需要家と密接な関係性を有する者の工場等の需要地に送電する制度。
- 東日本大震災の影響による電力需給の逼迫を受けて、需要家が保有する自家用発電設備による余剰電力を有効活用することにより、電力系統全体における供給安定性を向上させる環境を整備するという観点から制度化したもの。
- なお、自己託送は自家発自家消費の延長と考えられることなどから、自家発自家消費と同様に再エネ賦課金を徴収する対象となっていない。

平成25年
に制度化



(参考) オフサイトPPAとは

「オフサイトPPA」とは、発電事業者と電気を使う需要家との間で長期の電力購入契約を締結し、需要家の敷地から離れた場所（オフサイト）において発電事業者が発電した再生電気を、系統を通じて小売電気事業者を介し需要家（企業など）へ供給する仕組みです。



(参考) 自己託送とオフサイトPPAの比較

- ・一般的に、自己託送とオフサイトPPAの違いは以下のとおり。

	自己託送	オフサイトPPA
発電設備の所有者	自社	発電事業者（第三者）
電力の供給先	自社施設	需要家（契約企業）
契約形態	自社内の電力融通	長期電力購入契約
メリット	再エネ賦課金なし	初期費用が不要、維持管理不要

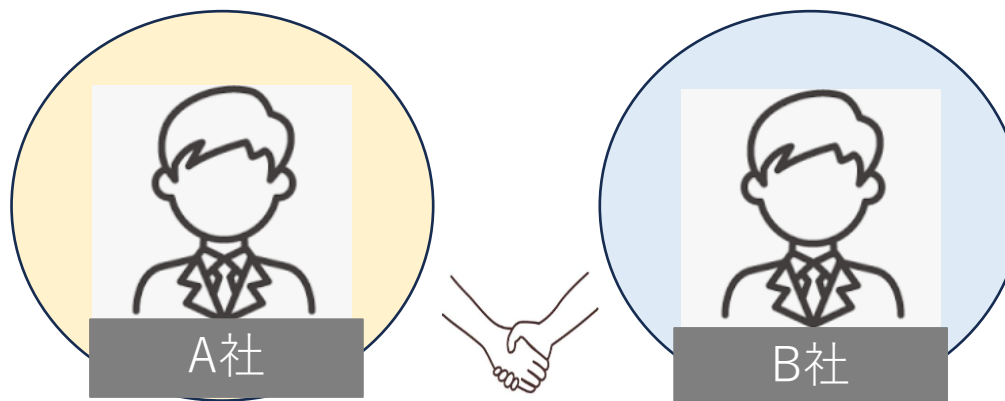
自己託送制度見直しの概要（令和3年度）

自己託送に関するQ&Aより引用

・需要家が遠隔地等から再生可能エネルギー電気を直接調達できるようなニーズが高まるなど、再生可能エネルギー発電設備の更なる導入拡大を目指すため、**令和3年度に自己託送制度を見直しました。**

・自家用発電設備を維持し、及び運用する者が自己託送を利用するにあたっては、その送電先は当該者又は当該者と経済産業省令で定める密接な関係（資本関係があること等）を持つ者である必要がありますが、**資本関係等がない者についても、組合を設立し一定の要件を満たすことで密接な関係を持つとみなし、自己託送を可能とする規定を新たに設けること**としました。

※詳細要件については、電気事業法施行規則第2条参照



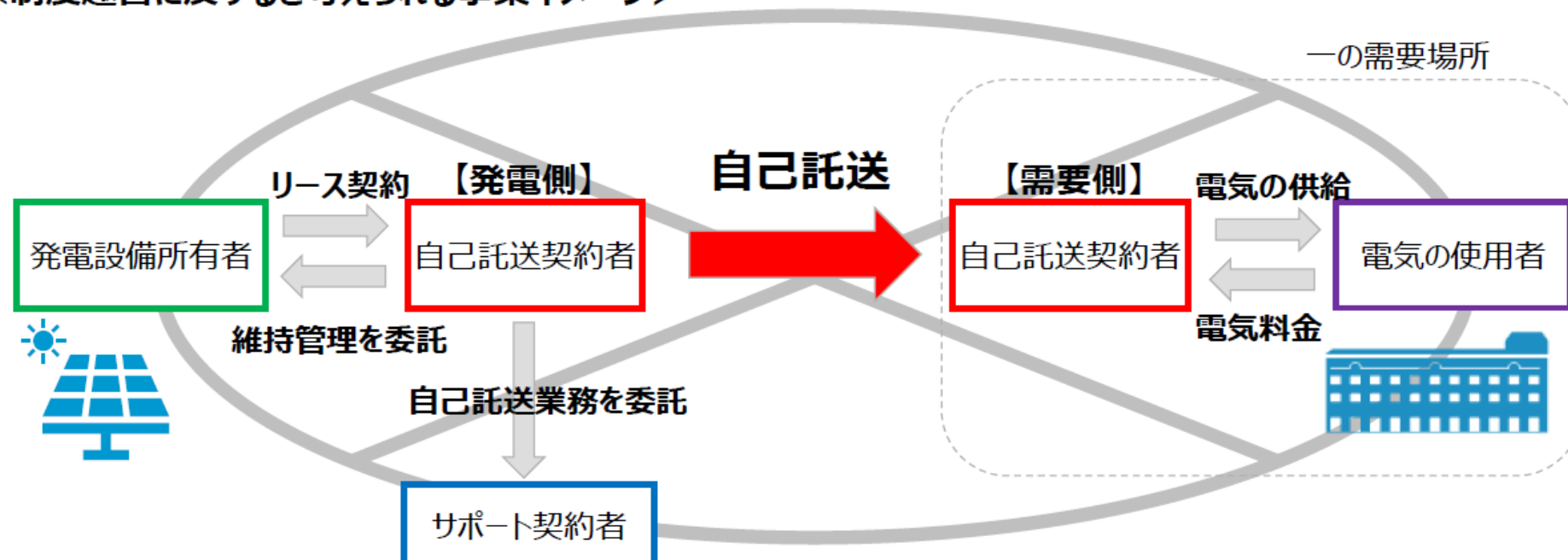
再エネの活用拡大に伴う自己託送の活用拡大の状況

第68回 総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会より引用

- 昨今、環境価値や追加性のある再エネ電気に対する需要家のニーズが増加する中で、自己託送による電気の供給には再エネ賦課金が課されないことに着目し、自己託送を積極的に活用する事業者が増加している。
- こうした自己託送を活用した事例の中には、自家発自家消費の延長として、需要家の保有する自家用発電設備の有効活用という自己託送の制度趣旨に反し、実態としては他者から電気を調達し他者に供給していると解される案件が多く見受けられる。
- 具体的には、①他者が開発・設置した発電設備をリース契約等で借り受け、需要家が名義上の管理責任者となることで自己託送の要件を満たした上で、実際の発電設備の維持管理に係る業務を外部に委託する事例や、②自己託送により送電した電気を自ら消費せずに需要場所内で密接な関係性のない他者に供給（融通）している事例などが存在。

令和6年2月
「自己託送
に係る指針」
を改正

<制度趣旨に反すると考えられる事業イメージ>



「自己託送に係る指針」改正のポイント①

自己託送に関するQ&Aより引用

< 自己託送の要件 >

自己託送を利用する場合は、以下の1～4の要件全てを満たす必要があります。

1. 自家用電気工作物等が**非電気事業用電気工作物**であること。
2. 他者から譲渡又は貸与等を受けた非電気事業用電気工作物ではなく、**自ら設置した非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用している**こと。
3. 非電気事業用電気工作物を維持し、及び運用する者と当該非電気事業用電気工作物で発電した電気を供給する地点の需要家との間に**密接な関係を有すること**。
4. 電気の**最終消費者の需要に対する供給**であること。

「密接な関係」の例

- ・ 会社法に規定する親会社と子会社の関係
- ・ 過半数の役員の派遣がなされている関係
- ・ 代替が困難な原材料、製品、役務等の提供が長期にわたり継続的に行われていることにより、当該一方の者と当該他方の者の間において社会通念上一つの企業とみなし得る関係
- ・ 共同して設立した組合の組合員

※詳細な定義については、
電気事業法施行規則第2
条参照

他者から譲渡（当該
完全子会社を除く）
又は貸与等を受けた
非電気事業用電気工
作物は不可！

「自己託送に係る指針」改正のポイント②

＜自己託送を利用する際に特定供給の許可が必要なケース＞

特定供給とは：

＜特定供給（電気事業法）＞

第二十七条の三十三 **電気事業（発電事業を除く。）を営む場合及び次に掲げる場合を除き、電気を供給する事業を営もうとする者は、供給の相手方及び供給する場所ごとに、経済産業大臣の許可を受けなければならない。**

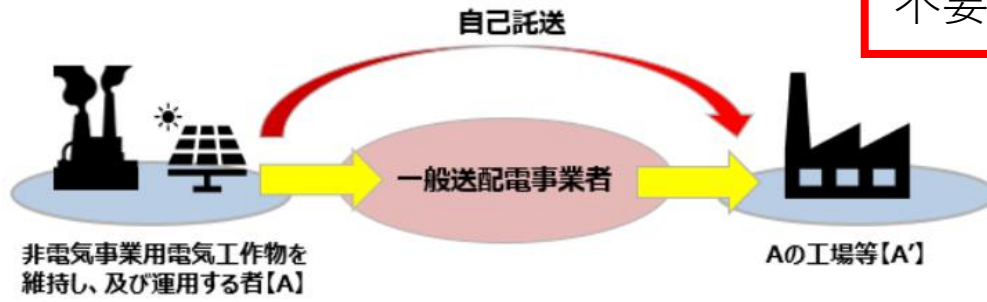
1. 専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内の需要に応じ電気を供給するための発電等用電気工作物により電気を供給するとき。
2. 小売電気事業、一般送配電事業、配電事業、特定送配電事業又は特定卸供給事業の用に供するための電気を供給するとき。

「自己託送に係る指針」改正のポイント②続き

＜自己託送を利用する際に特定供給の許可が必要なケース＞

自己託送に関するQ&Aより引用

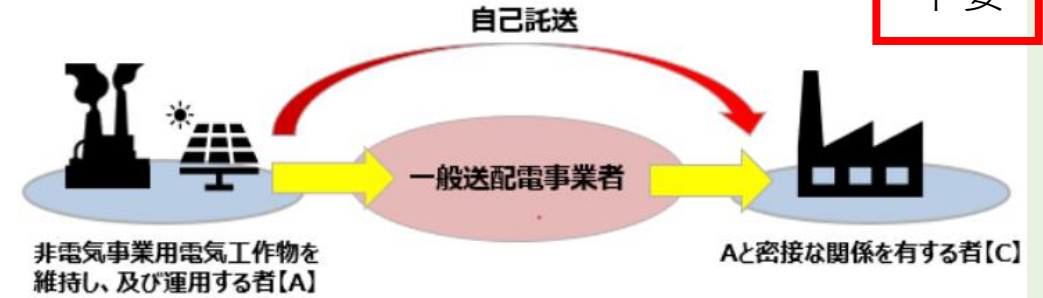
ケース①



AからA'への供給行為

自己に対する供給は電気を供給する事業を営んでいるとは解釈しないため、特定供給の許可は不要。

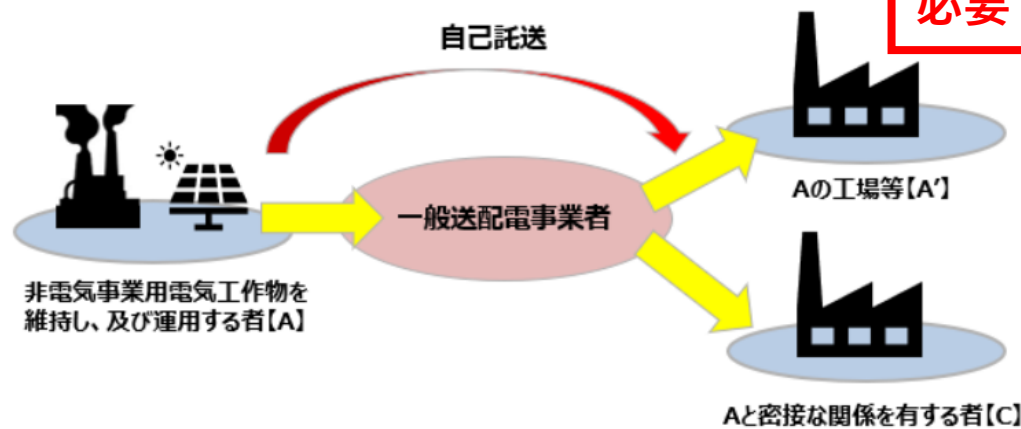
ケース②



AからCへの供給行為

自己に対する供給ではないが、1つの建物・構内における需要に応じて電気を供給するための発電設備であるため、特定供給の許可は不要。

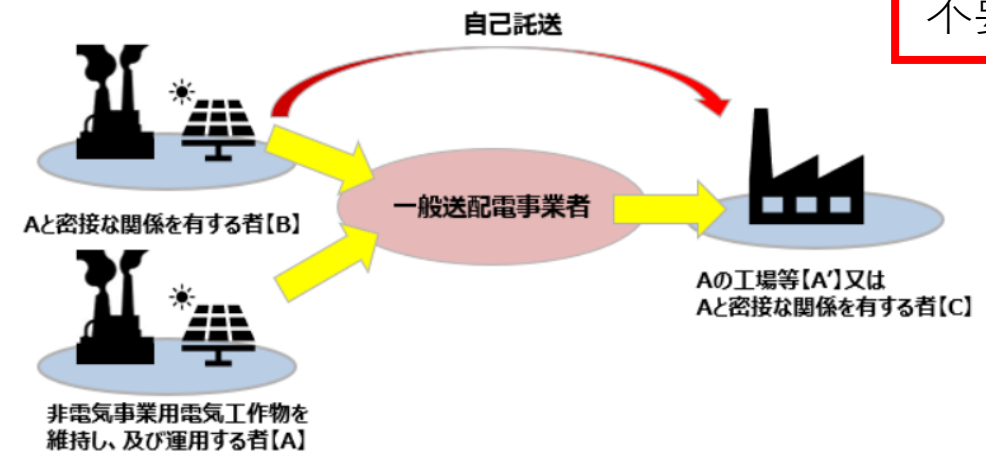
ケース③



AからA'及びCへの供給行為

Aの自家用発電設備からA'及びCに供給する場合、1つの建物・構内における需要に応じて電気を供給するための発電設備ではないため、電気を供給する事業を営むAからCへの供給について、特定供給の許可が必要。

ケース④



BからA'又はCへの供給行為

AがBの発電に係る電気も併せてA'又はCへ供給する場合、Bは1つの建物・構内における需要に応じて電気を供給するための発電設備であるため、特定供給の許可は不要。

「自己託送に係る指針」改正のポイント③

自己託送に関するQ&Aより引用

＜組合を設立する場合の自己託送について＞

組合の要件は？：

・共同して設立した組合（長期にわたり存続することが見込まれるものであって、当該組合の組合契約書において次に掲げる事項を定めている場合に限る。）の組合員である者が維持し、及び運用する非電気事業用電気工作物（太陽光などの再生可能エネルギー発電設備（FIT認定発電設備を除く。）等であって、当該組合の組合員の需要に応ずるための専用の設備として新たに設置するものに限る。）

イ 非電気事業用電気工作物の発電又は放電に係る電気の供給に係る料金（当該料金の額の算出方法を含む。）

ロ 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項

※詳細については、
電気事業法施行規則
第2条参照

組合の具体的な定義・対象は？：

・組合とは、民法に規定される組合やその他法人格を有さない組合等を想定しております。例えば、有限責任事業組合（LLP）は対象となりますが、匿名組合・中小企業等協同組合については、その実態が共同事業体とはいえない組合形式であることや、自由な脱退規定が中小企業等協同組合法などによって定められているため、省令中の「長期にわたり存続する」とは言い切れないため対象外とみなされます。

「自己託送に係る指針」改正のポイント③続き

自己託送に関するQ&Aより引用

＜組合を設立する場合の自己託送について＞

「長期にわたり存続することが見込まれるもの」の「長期」の基準は？：

・個別のケースによって判断されますが、例えば、組合契約において、**供給者がすぐに組合を脱退し、供給が途絶えてしまわないような規則を設けること等を確認すること**としています。また、期間についての基準はありませんが、上記において対象外としているような組合形式は脱退について自由規定があるため認められません。

「新たに設置する」の定義は？：

・組合を設立する場合の自己託送のために新たに設置し、一般送配電事業者の送配電網に接続する非電気事業用電気工作物が対象となります。**既に稼働している発電設備やFIT制度による買取期間が満了した発電設備等は対象となりません。**系統容量を確保し新たに逆潮流可能となった設備についても、既存設備は対象外となります。

※詳細については、
電気事業法施行規則
第45条の24参照

複数需要場所（複数者）への自己託送は可能？：

・一の発電設備から**複数の需要設備・者**に対して供給を行う場合、電気事業法第27条の3第1項に基づき、**特定供給の許可が必要**となり、一の需要場所を対象とする自己託送とは別の規律の対象となります。特定供給において、組合型の供給を行う場合には、電気事業法施行規則第45条の24第3号に基づき、自らが維持し、及び運用する電線路を介して電気を供給する必要があります。

「自己託送に係る指針」改正のポイント④

自己託送に関するQ&Aより引用

<その他>

蓄電用の電気工作物を用いて自己託送を利用することは可能？：

・蓄電用の電気工作物の維持運用者が自己託送を利用することは可能ですが、当該蓄電用の電気工作物が一般送配電事業者の系統を通じて供給を受けた電気を蓄電している場合は認められません。また、蓄電用の電気工作物が一般送配電事業者の系統を通じて供給を受けた電気を蓄電しない場合であっても、当該蓄電用の電気工作物に電気を供給する発電設備が非電気事業用電気工作物ではない場合は認められません。

一般送配電事業者の供給エリアを跨ぐ場合の自己託送は可能？：

・供給エリアを跨ぐ場合も自己託送は利用可能ですが、平成30年10月1日に導入された間接オークションによる取引を行わなければならないため注意が必要です。

※以上の「自己託送に係る指針」の改正内容は、令和5年12月31日以前に、自己託送利用者が維持運用する非電気事業用電気工作物の接続検討申込み（低圧においては接続に係る契約の申込み。以下同じ。）が完了している場合については、改正前の指針の内容が適用されます。

【お問い合わせ先】

- ・ 供給する電力の容量が1万kW以上のもの又は一般送配電事業者の供給区域をまたぐもの：

⇒経済産業省 資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 電力産業・市場室（代表番号：03-3501-1511）

- ・ 供給する電力の容量が1万kW未満のもの：

⇒中部経済産業局 電力・ガス事業北陸支局 電力・ガス事業課（TEL：076-432-5589）
bzl-qtymask@meti.go.jp